

平成25年10月1日

<関係者の皆様へ>

日本下水道事業団

【10月1日以降に契約を締結する工事に係る消費税率の取扱い】

ご承知のとおり、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）により、消費税率及び地方消費税率（以下「消費税率」といいます。）が引き上げられることとなりましたが、日本下水道事業団におきましては、平成25年10月1日以降に契約を締結する工事に係る消費税率について、当分の間、次のとおり取り扱うこととさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1. 積算・入札に当たっての消費税率は、現行税率である5%としてください。
2. 工事請負契約書における消費税率も、現行税率である5%として契約を締結いたします。
3. 引上げ後の税率が適用となる工事請負契約は、契約変更によって対応いたします。
なお、契約変更の取扱いについては、決まり次第当事業団のホームページに掲載するとともに、関係者に個別に連絡いたします。

問い合わせ先

関東・北陸総合事務所契約課 03-3818-1212

近畿・中国総合事務所契約課 06-4977-2501